



Q ケアマネジャーから実家のひとり暮らしの母に「福祉サービス利用援助事業」の利用を勧められました。どんなことをしてもらえるのでしょうか。母は物忘れがあり、渡した現金がすぐになくなり、何に使ったのか覚えていません。届いた郵便物も保管ができず、必要な手続きができていないことがあります。

A 福祉サービス利用援助事業は、認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、日常生活で様々な判断することが難しい方が安心して暮らすことができるよう、全国の社会福祉協議会が実施しています。その援助の内容は、①福祉サービスの利用支援、②日常の金銭管理支援、③通帳・印鑑等の預かり等があります。

①は介護保険などのサービスを利用したいときに相談を受けたり、介護事業所の説明をいっしょに聞いたりします。そしてご本人が分からないことを説明し、サービスを利用する場合は介護事業所との契約をお手伝いします。(ただし、施設等への入所の保証人にはなれません)

②は、普段の生活に必要なお金を金融機関で出金して届けたり、支払のお手伝いをします。沢山の現金を持っていると余分な買い物をしたり、お金の保管場所がわからなくなることがあります。そのようなことが起こらないよう、週1回程度生活支援員が訪問することができます。(訪問回数は利用者やご家族と相談して決めます)

③は、通帳や印鑑、大切な書類等をなくす不安がある場合、社会福祉協議会で預かることができます。援助を受けるには、ご本人と宍粟市社会福祉協議会、兵庫県社会福祉協議会の3者で契約を結びます。そして必要な援助の内容や訪問回数等を話し合い、「支援計画」を作成します。その計画を了承いただければ、計画に沿ってサービスが開始されます。

例えば、年金を一度に出金して使っていた方が、このサービスを利用してからは、自治会費や慶弔費など特別な出費以外について、出金するのは週1回、1万円までと決め、支払方法もできるだけ口座振替にしたところ、余分な出費がなくなり、安定した生活が送れるようになりました。

市外におられるご家族も、お金がなくなったからと急に戻る必要もなくなり、「安心した」と言っておられます。

実際の支援は個々のケースにより違います。相談しながら、よりよい支援を進めていきますので、お困りの方はどうぞお気軽に宍粟市社協までご相談ください。

【宍粟市社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業専門員 谷口朱美】

このコーナーでは、皆さまからの相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

暮らしの相談・お困りごとには社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター
5月25日(金)、

6月1日、8日、15日、22日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっております。

(山崎支部 621-5530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

6月7日、21日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。
市内にお住まいの方が対象です。